

慈照園

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護 重要事項説明書

1 事業の目的と運営方針

要介護・要支援状態にある利用者に対し、適正な特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護サービスを提供することにより、要介護・要支援状態の軽減又は悪化の防止を目的とした目標を設定し計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2 事業者

(1) 法人名　　社会福祉法人 慈照会
法人所在地　　広島県三次市山家町597番地
代表者名　　理事長　和泉 一子
電話番号　　(0824) 62-2631

3 事業所の概要

(1) 事業所の種類
ア 特定施設入居者生活介護事業所
イ 介護予防特定施設入居者生活介護事業所
※ 当事業所は養護老人ホーム慈照園に併設しています。

(2) 施設の名称　　慈照園(特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護)
施設の所在地　　広島県三次市山家町 597 番地
電話番号　　(0824) - 62 - 2631
管理者氏名　　花本 好正
開設年月日　　昭和49年10月8日

4 事業所の職員体制

(令和7年4月1日現在)

	職務の内容	人員配置
管理者	業務の一元的な管理	1名(生活相談員兼務)
生活相談員	生活相談及び指導	2名(養護生活相談員兼務)
看護職員	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理	3名
介護職員	介護業務	10名以上
機能訓練指導員	身体機能の向上・健康維持のための指導	1名(看護職員と兼務)
計画作成担当者	特定施設サービス計画の作成等	1名(看護職員と兼務)

5 設備の概要

- ① 定 員 35名
- ② 介護居室 60 個室
- ③ 食 堂 4 室

利用者の全員が使用できる充分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えます。

- ④ 浴 室 浴室3室 一般浴、特浴、一部介助浴(特別養護老人ホームルンビニ園兼用)
浴室には利用者が使用しやすい適切なものを設けます。
- ⑤ 機能訓練室 6フロア 各階ごと

6 サービスの内容

- ① 入浴介助
身体の清潔保持のため、入浴を週2回行います。
ただし、利用者の体調等により実施回数が減ったり、入浴を清拭に変更する場合があります。
- ② 排泄介助
排泄の自立を促すため、利用者の身体能力に応じた援助を行います。
- ③ 機能訓練
日常生活動作の維持又は向上をめざし日頃の生活の中で実施します。
- ④ その他自立への支援
・利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
・レクリエーション 季節に応じたレクリエーションを企画・実行し、利用者の生活の質(QOL)の向上に努めます。

7 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

□介護報酬告示額

(1) 基本料金(1日当たり)

介護区分	利用料(1割負担)	利用料(2割負担)	利用料(3割負担)
要支援1	183円	366円	549円
要支援2	313円	626円	939円
要介護1	542円	1,084円	1,626円
要介護2	609円	1,218円	1,827円
要介護3	679円	1,358円	2,037円
要介護4	744円	1,488円	2,232円
要介護5	813円	1,626円	2,439円

上記サービス利用料金について、費用徴収の階層により、下記の支弁割合があります。

費用徴収階層	支弁割合	費用徴収階層	支弁割合
1	100%	30	65%
2~22	99%	31	64%
23	95%	32	63%
24	91%	33	62%
25	86%	34	57%
26	81%	35	54%
27	76%	36	51%
28	71%	37	48%
29	66%	38	45%

(2) 加算料金等 (1割負担の場合)

① 夜間看護体制加算Ⅱ 日額 9円

入居者の健康管理の為、協力病院であるビハーラ花の里病院と24時間連絡できる体制を作り、必要に応じて健康の管理を行う体制を確保している時に加算されます。

② サービス提供体制強化加算Ⅰ 日額 22円

介護職員の総数の内、介護福祉士の資格を有しているものが70%以上配置されている場合加算されます。

③ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ 1ヶ月の基本料金とサービス提供体制強化加算、夜間看護体制加算の合計額に12.8%を乗じた金額です。

□ その他の費用

① 生活支援費

- ・おしめ代 実費
- ・利用者の洗濯する特別な食事の提供 実費
- ・教養娯楽費 実費

② その他

- ・理美容代は実費(理美容事業者へ直接お支払いください。)
- ・利用者の嗜好品の購入、行事への参加費など諸々費用は実費

8 利用料のお支払い方法

お支払日は、月末締切の翌月27日(ただし、27日が休日の場合は、翌営業日とします)とし、原則として契約者(又は連帯保証人)名義の金融機関口座窓口振替(振替依頼書に基づく)でお支払いいただきます。またご相談があればお預かりしております小口預け金より引き落としをさせて頂きます。ご相談下さい。

9 サービス利用にあたっての留意事項

- ① 利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の職員にご一報ください。
- ② 利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず職員に声をかけてください。
- ③ 事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。

10 非常災害・感染症対策

事業者は、風水害、地震等の災害その他感染症の流行等の緊急の事態に備え事業継続計画を策定し、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、災害時等にとるべき措置について職員に周知します。あらかじめ防災計画・避難確保計画を作成し、計画に基づき、年2回利用者及び職員等の訓練を行います。

事業者は、非常災害時に三次市消防署及び三次市高齢者福祉課へ速やかに通報できる体制を確保し、地元山家地区自治体との協力・連携体制を図るよう努めます。

事業者は、非常災害時に利用者のために、最低でも3日間の避難を想定した災害備蓄の確保を関連施設と協力して行います。

11 緊急時の対応

職員は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

12 事故発生防止と事故発生時の対応と再発防止について

事業者は、利用者の事故発生の防止又は事故の再発を防止する為委員会を設置し定期的に会議を開催し、その内容を従業者に周知徹底します。

- ① 委員会では事故発生防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行います。
- ② 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を行い、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡を行います。
- ③ 事故の再発防止のため事故報告書の作成、事故検討会議を行い、事故の再発防止対策に努めます。
- ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置きます。

13 守秘義務に関する対策

- ① 事業所及びその職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。
- ② 事業所は、職員が退職した後も、正当な理由なく、事業上知り得た利用者又その家族の秘密をもらすことのないよう、必要な措置を講じます。
- ③ 事業所は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文章により利用者の同意を得ることとします。
- ④ 事業所は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。
- ⑤ 事業所は、個人情報の保護に係る規定を公表します。

14 身体的拘束の防止

事業者は、身体的拘束を防止する為委員会を設置し定期的に会議を開催し、その内容を従業者に周知徹底します。

- ① 委員会では身体的拘束適正化の指針を整備し、必要に応じ見直しを行います。
- ② 事業所は、利用者の行動を制限する身体的拘束等はやむを得ない場合を除いては行いません。やむを得ない場合とは、利用者本人及び他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく行動制限以外に介護方法がなく、行動制限が一時的なもので、切迫し

た場合のみです。やむを得ず身体的拘束等を行った場合は、次の事項の手続き及び記録を行います。

- ③身体的拘束等を行うかどうかは、身体的拘束適正化委員会で検討し決定します。
- ④利用者本人及び家族に対して、身体的拘束の内容、目的、理由、拘束の時間等を文書で説明し同意を得ます。
- ⑤ 身体的拘束等を行った場合は、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、その記録は2年間保存します。
- ⑥ 上記措置を適切に実施するための担当者を置きます。

15 職員の質の確保

(1) 事業者は、事業にあたる職員の質の向上を図るため、研修機関等が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備します。また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとします。

- ① 採用時研修は 採用後 1か月以内
- ② 人権擁護・虐待防止に関する研修 年 2回
- ③ 感染症予防に関する研修 年2回
- ④ リスクマネジメントに関する研修 年2回
- ⑤ 身体的拘束防止に関する研修 年2回
- ⑥ 認知症介護研修・介護予防研修 年 1回
- ⑦ 業務継続計画に関する研修 年 1回

(2) 事業所は、職員の資質向上を図るため、以下についてマニュアルを整備し、研修を行います。

- ① 認知症の利用者への対応及びケア
- ② 利用者のプライバシー保護
- ③ 食事介助
- ④ 入浴介助
- ⑤ 排泄介助
- ⑥ 移動介助
- ⑦ 清拭及び整容
- ⑧ 口腔ケア
- ⑨ 利用者の金銭管理

16 虐待防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するための委員会を設置し定期的に会議を開催し、その内容を職員に周知徹底します。

- ① 委員会では虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行います。
- ② 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置きます。

17 利用者の尊厳

利用者の人数・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、職員教育を行います。

18 感染症対策・衛生管理

事業者は、感染症の発生及びまん延防止を防止する為委員会を設置し定期的に会議を開催し、その内容を職員に周知徹底します。

- ① 委員会では感染症の発生及びまん延防止を防止する指針を整備し、必要に応じ見直しを行います。
- ② 職員に対し感染症の発生及びまん延防止の研修を定期的に行います。

19 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

慈照園

ご利用相談窓口 窓口責任者:花本好正(管理者)
窓口担当者:中岡真枝(介護主任) 宮戸珠紀(生活相談員)
ご利用時間 月～土曜日 8時30分～17時00分
ご利用方法 面談、文章、電話
電話番号 (0824)62-2631

(2) 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

- ① 三次市福祉保健部 高齢者福祉課 介護保険係

三次市十日市中2丁目8番1号
電話番号 (0824)62-6387

- ② 広島県国民健康保険団体連合会(介護保険課)

広島市中区東白島町19番49号 国保会館
電話番号 (082)554-0783

20 協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合には、速かに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

・名称 ビハーラ花の里病院 住所 三次市山家町605番地20
・名称 市立三次中央病院 住所 三次市東酒屋町字敦盛531番地

・協力歯科医療機関

・名称 ビハーラ花の里病院 住所 三次市山家町605番地20

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「入居契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

21 損害賠償について

当施設において、施設の責任により利用者様に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

慈照園(特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護)のサービス開始に当り、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業者>

所在地 広島県三次市山家町597番地

事業所名 慈照園(特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護)

指定番号 3471900674

管理者名 花本 好正 印

説明者 印

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から慈照園(特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護)のサービスについて重要な事項の説明を受け同意しました。

<利用者>

住 所

氏 名 印

<代理人>

住 所

氏 名 印 (続柄)